

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象経費

事業費	専門家招聘費（謝金、旅費）、備品購入費、施設整備費、展示会出展費、実証実験・イベント開催費、使用料及び賃借料 等
事務費	消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費 等
補助金	本事業の趣旨に合致する目的で都内区市町村が民間事業者等に対して支出する補助事業の経費

\* 補助事業の実施に伴う寄付金、広告料等の収入は、補助対象経費から控除するものとする。

(参考) 補助対象外経費の例

・ 土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費
・ 経常的な経費（施設設備の維持管理費、光熱水費、人件費、事務的経費等）
・ 他の補助金を一部財源とする事業の経費
・ その他事業と共用するものに係る経費
・ 事業に直接関係しない経費（手数料、飲食費、会議費、租税公課、金券等購入費等）